

米国：対中追加関税に関する続報

－自転車関連製品について－

米国による対中追加関税については5月に報告した。
http://www.ibpi.or.jp/report_pdf/rep_us_20190520.pdf
その後いくつか新たな動きがあり、自転車製品にも一部関係がある事例が発生しているので追補しておく。

1. 第四次分の課税について

第四次分は、その後リスト1とリスト2に区分され、8714.99 (Other) はリスト1に分類されたうえで、9月1日より15%の追加関税が賦課されている。

- ・米国官報8月20日付（第四次分についてリスト1とリスト2に区分し、リスト1は9月1日から、リスト2は12月15日から追加関税を賦課する）

https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/Notice_of_Modification_%28List_4A_and_List_4B%29.pdf

- ・米国官報8月30日付（追加関税率を10%ではなく15%とする）

https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/Notice_of_Modification-August_2019.pdf

これらの結果、米国の中国製8714.99に対する輸入関税は9月1日以降、以下のように課税されているはずである。

関税コード	品目	一般税率	対中関税率
8714.99.10	Pts & access. for bicycles & o/cycles, click twist grips and click stick levers	Free	15%
8714.99.50	Pts & access. for bicycles & o/cycles, derailleurs and parts thereof	Free	15%
8714.99.60	Pts & accs. for bicycles & o/cycl., trigger & twist grip cntrls for 3-spd hubs, alum. handlebar stems >\$2.15 ea, & stem rotor assys. & pts.	Free	15%
8714.99.80	Pts. & access. nesoi, for bicycles and other cycles of heading 8712	10%	25%

注) 1. nesoi : not elsewhere specified or included

2. 出典 : USTR 及び USITC 関税率表

2. 追加関税の適用除外について

これも既報の通り、米国通商代表部では適用除外制度を設け、意見公募のうえ適用除外品目を適宜発表している。自転車関連では完成車が第三次として広く課税されているが、このうち、8712.00.2500の中でシングルスピードのものが追加関税適用除外認定された。2018年9月24日に遡及し2020年8月7日まで適用除外されるようである。

- ・米国官報9月20日付

https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/%24200_Billion_Exclusions_Granted_September.pdf

一方、電動自転車には第二次分として25%の追加関税がかけられているが、米国官報のやはり9月20日付によれば、8711.60.0050又は8711.60.0090の中で電動機出力が1,000Wを超えない電動オートバイと、同じく8711.60.0050の電動機出力が250Wを超えない電動スケートボードが適用除外とされた。しかし、現地業界紙の報道によれば電動自転車は除外対象とはならない模様である。

・参考：米国官報9月20日付

https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/%2416_Billion_Exclusions_Granted_September.pdf

3. 第一次～第三次分の追加関税率の引き上げは先送り

米国側は第一次～第三次分の追加関税率を25%から30%に引き上げるとしていたが、ワシントンで開催された米中閣僚級協議を経て、30%への引き上げは先送りされることが米国側から表明された。

以 上